

公文書開示決定通知書

25文ス第1609号

平成26年 2月 3日

様

福島県知事



平成26年 1月21日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	別紙のとおり
開示の日時	送付
開示の場所	—
開示の方法	写しの送付により開示を実施します。
担当課（所）	文化スポーツ局文化振興課 電話番号（024）521-7179
備考	

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

別紙

公文書の件名
【伺い】「福島県民の日」サマーキャンペーン実施要領について【案の1～5】「福島県民の日」サマーキャンペーン実施について(依頼)に関する発議書
「福島県民の日」サマーキャンペーン記念事業参加申込書
福島県民の日のページへの掲載に関する伺いに関する文書
「福島県民の日」サマーキャンペーン記念事業から削除することについての伺いに関する文書

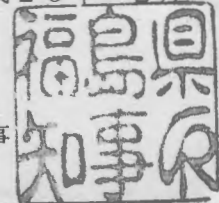
公文書一部開示決定通知書

25文ス第1609号

平成26年 2月 3日

様

福島県知事



平成26年 1月21日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	別紙のとおり
開示の日時	送付
開示の場所	—
開示の方法	写しの送付により開示を実施します。
開示しない部分	別紙のとおり
開示しない根拠規定及びその理由	別紙のとおり
担当課（所）	文化スポーツ局文化振興課 電話番号（024）521-7179
備考	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に異議申立てをすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

別紙

公文書の件名	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
電話等対応記録	「相手方」欄及び「(対応)」欄の個人の氏名	福島県情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため
電話等対応記録の添付書類	(環境センター調査分析課長 渡邊稔氏への電話確認結果中、本文1行目の個人の氏名	福島県情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため
2013年07月08日 12時15分に受信したメール	送信者のメールアドレス	福島県情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため
2013年07月08日 16時42分に受信したメール	送信者のメールアドレス、本文2行目の送信者の勤務先及び氏名、末尾にある送信者の氏名、勤務先、職名、郵便番号、住所、電話連絡先2ヶ所(電話番号及び電話の所在場所又は種類)、FAX番号及びメールアドレス	福島県情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため
2013年07月05日 10時18分に水・大気環境課が受信したメール	送信者の氏名	福島県情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため